

## 令和3年第5回浅川町議会定例会

### 議事日程（第3号）

令和3年12月13日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議案第47号 浅川町特定事業活動振興計画に基づく固定資産税の課税免除に関する条例を定めることについて
- 日程第 2 議案第48号 浅川町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第49号 令和3年度浅川町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 4 議案第50号 令和3年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第51号 令和3年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 議案第52号 令和3年度浅川町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議員派遣の件
- 日程第 8 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで議事日程のとおり

---

### 出席議員（12名）

1番	菅野朝興君	2番	兼子長一君
3番	会田哲男君	4番	木田治喜君
5番	岡部宗寿君	6番	渡辺幸雄君
7番	金成英起君	8番	須藤浩二君
9番	上野信直君	10番	角田勝君
11番	水野秀一君	12番	円谷忠吉君

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	副町長	藤田浩司君
教育長	真田秀男君	総務課長	岡部真君
建設水道課長	生田目聡君	税務課長	我妻美幸君
住民課長	関根恵美子君	保健福祉課長	佐川建治君

農政商工課長 坂 本 克 幸 君      学校教育課長 高 野 喜 寛 君  
社会教育課長 生 田 目 源 寿 君

---

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 八 代 敏 彦      主 事 生 方 健 人

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、議案第47号 浅川町特定事業活動振興計画に基づく固定資産税の課税免除に関する条例を定めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 2点伺いたいと思います。

1点目は、特定事業活動というものでありますけれども、浅川町で想定される特定事業活動というのは、例えばどういうものがあるのか、伺いたいというふうに思います。

それから2点目ですが、これによって減税になった分は町の収入が減るわけなんですけれども、その分は国や県から補填されるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、我妻美幸君。

○税務課長（我妻美幸君） それでは、お答えいたします。

特定事業活動で浅川町で該当するものとしては、農林水産業と言っておりますので、浅川町ですと農林水産物の生産、製造、加工、卸、販売などを行う業種が該当になると思われま。

それから、2点目なんですけれども、減税で減った分につきましては、国から特別交付税が受けられることになっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 水産はありませんので、ないと思いますので、農林関係で対象になる事業が想定されるということよろしいでしょうか。

それから、国から交付税と言いましたっけか、これ全額補填されるということでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、我妻美幸君。

○税務課長（我妻美幸君） 水産はございませんので、農林関係の事業となります。

それから、特別交付税では全額補填されることになります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 具体的に、この農林水産業の生産から販売という幅広い説明だったんですけども、具体的に浅川町ではどういう団体というんですかね、計画をやるのか、やっているのか、その辺の現状と具体的な事業をご説明いただきたい。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、我妻美幸君。

○税務課長（我妻美幸君） 今のところは、浅川町ではまだ特定事業活動進行計画の申請をされている業者さんはいませんが、県の公表ですと、全国農業協同組合連合会、こちら本宮市さんのほうで業種として農業、林業、農業サービス業ということで実施する特定事業活動については農業倉庫の新設による福島県産米の安定した供給体制の整備及び低コスト生産による生産力の強化ということで、県のほうにそのような特定事業活動の申請をされているところです。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） そうすると、今のところ浅川町では、そういう計画に基づく施策は現実にはないと。しかし、いわゆるJAの全協ですね、こういう形で全協が旗を振れば、各農協のいわゆる生産低コストの事業をやると精査するというようなことを一定の計画を立てて全協のほうに集約して、その人は減税になるということになるんですか。例えば、私が低コスト政策の水稻の栽培、そういうものを計画を立ててやるということになれば、農協に計画を立てて申請すれば免除になると、こういうふうに理解してよろしいですか。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、我妻美幸君。

○税務課長（我妻美幸君） 県の条件を満たしておれば該当になります。

○議長（円谷忠吉君） ほかに。

4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） ただいまの農林業については分かったんですが、これもう一本の柱である観光関係もあるんですよ。そうすると、観光関係だと、一般の小売店、例えばラーメン屋さんとかそば屋さんとかうどん屋さんとか、ラーメン屋さんあるのかどうか分かりませんが、そういった関係も対象になるんですよ。観光業というと結構幅広くて、どこまでが観光業かあれかというのちょっとが分からないところあるんですけども、一般的な、浅川町でいえば飲食店、そういったところも対象になるということでよろしいですよ。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、我妻美幸君。

○税務課長（我妻美幸君） はい、そうですね。飲食店、宿泊業、それから観光に関連する一般旅客運送、卸、小売を行う業種が対象となります。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 結構幅広くあれだと思うんですが、例えば申し訳ないんですが、冠婚葬祭業とかそういう

ったところも申請によっては該当する場合もあるということで、そういう理解でよろしいんですね。

結構幅広いと思うんですが、そうすると、浅川町なんかで対象になるところの業種というのは、一般的なこの小売業、製造業の中にもあるんだと思うんですけども、結構幅広くあるということは、この逆に言うと周知徹底させるのが結構大変なような感じするんですが、その周知徹底させるのは、どのような形で町民の皆さんには周知徹底させるのでしょうか、お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、我妻美幸君。

○税務課長（我妻美幸君） そうですね。幅広い業種、農林業関係ですとか、観光業に携わる業者さん、個人事業主も該当になります。周知につきましては、農政商工課と連携いたしまして商工会を經由して周知を図りたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） なければ、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第1、議案第47号 浅川町特定事業活動振興計画に基づく固定資産税の課税免除に関する条例を定めることについてを、起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第2、議案第48号 浅川町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ないですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 全員協議会でご説明をいただいたところですけども、今回の条例改正の目的について、改めて再度伺いたいというふうに思います。

それからもう一つ、2点目としては、企画部門というのは私も必要ではないかなというふうに前から思っていたんですけども、大体、企画部門には何人ぐらいの人を配置したい考えなのか、その辺も伺いたいと思

ます。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） はい、お答えいたします。

その目的であります、町長からの提案理由説明や課長からの補足説明からもありましたが、改めまして、役場組織につきましては、平成17年に現在の体制になった以後、大きな見直しをしていなかったところであります。

今般、近年の社会情勢に対応し、かつ住民の利便を考慮するとともに、現行の課や業務の整理、統合による体制強化、平準化により住民サービスを向上させるため、組織改正を行うものであります。

次に、企画部門の人数につきましては、まだ現在調整中ではありますが、前回ご説明しました所管する業務の内容としまして、今、総務課で持っている広報の予定であったり、各種デジタルであったり、あと農政商工課の商工観光部門ということからすると、まず係員ベースでは3人の方々がこれを担っております。そこに専任の課長が配置され、あと、さらに増員できるかどうかについては、今後の定員配分や組織の構築の中で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目なんですけれども、一般的にはそういう理由だろうというふうに思います。

ただ、今回のその課の設置の変更ということは、副町長さんがこれまで浅川町の行政をずっと見てこられて、いや、ここの部分はこういうふうに直したほうがいいんじゃないかなという具体的な思いがあって、町長に提案されて今回の提案というふうになったんだというふうに思うんですけれども、その点ですよね。具体的には浅川町にはここがちょっと弱いと、だからその部分を補強したいと、こういう思いの部分を語っていただきたいなというふうに思うんですよ

○議長（円谷忠吉君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） お答えいたします。

前回の全員協議会でもご説明しておりましたが、改めると、まず今、総務課に企画財政係というのが置かれておりまして、その企画財政係において企画部門と財政部門を担っているところであります。

前にも申し上げましたが、財政といいますと、こういった地方自治体の財政については、その予算の査定編成や決算の統計や、今では地方の公会計など、基本的に1年間それなりの事務があって多忙を極めているのが、浅川町のみならず各自治体、県や国においても同様かと考えております。こういった多忙な財政を担いつつ企画も併せ持っているわけですが、なかなかその企画部門について注力するのが難しいというのが実情にあります。

そのため、今回はその企画部門については、新たに課を起こしまして、さらにそれに関する専任の課長を配置し、さらにそういった企画部門と近い親和性のある商工観光部門、そういうイベントとか、こういう攻めの部門といいますか、そういったところを統合して企画部門というものを置き、さらにこの議会でもいろいろとご指摘ありますように、デジタルであるとか、地方創生であるとか、移住・定住であるとか、そういった諸課題に対応するような組織を構築する必要があるであろうということで、こういった提案をさせていただきます

た。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。ほかにありませんか。

3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 前に説明を聞いた、この課の設置なんですけれども、1つは前の説明だと、出納室長と税務課長を兼務するような説明だったと思うんですが、これを税は収入に、出納は支出の確認みたいなところなんです。この収入と支出ですね、一緒に課長が兼務するというところで問題等は起こらないのか、それをどのように考えるかに関して伺いたい。

それと、前の機構改革で保健福祉課というものができまして、今現在に至っているのですが、保健福祉課の仕事の範囲が大分広い。前、2人の課長がいたところが、今1つになって、今1人の課長でやっていますが、隣の保健福祉課の分割といいますか、仕事を分けるということは考えているのか、伺いたい。

あと、企画が新しくできる、つくるということで企画商工課ですか、つくるということですが、この企画部門、これは企画課の事業の実際、事業の実施、それまでも担当するというようなことでしょうか。ただ企画して、あとはよその課に、こんなこと企画したので県の補助などつかんだんで、これを農政課でやってください、あるいは建設水道課でやってくださいとか、そのような形になっていくのでしょうか。そこら辺をお聞きしたい。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） お答えいたします。

まず、出納部門と税務部門が一体となることによる不都合等はないかということだと思いますが、こちらについて近隣町村などの組織体制なども調べておまして、この体制、税務と出納を同じく持っているのが、例えば玉川村とか古殿町などにおいて、石川町も住民と出納ということだったと思いますが、そのように併任している、兼任しているというところがございます。確かに、2つの仕事の内容を1人の課長、会計管理者ということになるろう、負担は実際増えるということは否めないかと思いますが、こちらにつきましては、その課員が一体となることによりまして、そのスケールメリットというのも働くと思いますので、こういったところを踏まえて対応してまいりたいと考えております。

併せて、ご懸念のいわゆる事務ミスなどにつきましては、コンプライアンスの部分やモラルの部分や各チェック体制など、あと監査委員からの例月の検査などを通しまして、適正に行ってまいりたいと考えております。

2点目の保健福祉課の分割はどうかというご質問であります。こちらにつきましても、これまで子供関係のはどうかとか、あとは保健部門、今でいうとコロナ関係で感染症対策というものかなりクローズアップされたわけでありまして、保健福祉部門が大きくなってきている、肥大化しているというのは事実だと思います。こちらについて、どういった対応策、負担軽減など含めてできるかというのは、引き続きの課題だと認識しておりますので、今後もここについては検討を重ねてまいりたいと考えております。

最後に、企画部門が事業を実施するのか、または旗振り役なのかというご質問であります。両面あると思っております。そういう企画部門においては、その振興計画など町の最上位計画を所管することとなりますので、その計画の下、事業を進めるということで、いわゆる旗振り役となって各課に号令を出すようなこともあったり、調整するようなこともあろうかと思っておりますし、あと、先ほど申し上げましたように、一方で商工観光

部門を持ったり、広報なども持つ予定でおりますので、そういった中では、直営といいますか企画部門が所管して自ら動く実施するという面、事務もあるというふうに認識しております、そういったところ一体的に総合的に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 1つは、農政課がコンパクトになるんですね。商工観光課が企画調整のほうに移ったりしてですね。その人員配置の中で、これから調整してやっていくということでもありますから、それはやはりイコール大幅な減になって、農政課が機能が停滞するような、そういうことにはならないというふうに思いますが、その辺ちょっと心配だなというふうに思うことと、それからこの浅川町でもいわゆる公金の横領というんですか、重大なことがあります、町始まって以来の大きな大事件でありました。出納室長が、そういう専門の方がいなくなって、浅川町の場合には、全国の中でそういう問題でありましたけれども、チェック機能が弱くなるのではないかと、税務課長が出納室長も兼務するというので、税務課長の責任も大きくなると同時に、チェック体制は大丈夫なのかなと。今の副町長の答弁では、監査等も十分やりながらそういうことに役割を果たしていく、こういうふうなことでありますが、その点、個々の経験から何か大丈夫なのかなというふうに考えたつもりですけれども、以上です。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） お答えいたします。

まず1点目、農政課につきましては、これまでもご説明しておりましたが、商工観光部門が別に移管されますので、農政課ということで選任することとなり、これまでもご報告しておりますように、荒屋郷地区の圃場整備事業など、今後大規模事業が行われたり、各種転作とか、減反の問題とかもありますので、そういったところについて専任、注力できるのではないかと考えております。人数については、今後の調整になります。

あと、2点目ありました過去にあった横領事件などに照らして、チェック機能が働くのか、弱くなるのではないかとのご指摘ですが、こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、体制の問題もあるのかと思いますが、一方でモラルとかコンプライアンスの部分、さらにはチェック体制というところが大事なんだと考えております。そういった中で、これは監査委員の方からもご指摘を受けておりますが、内部統制という新たな概念といいますか規定がありまして、そういったところで浅川町のみならず、地方公共団体がしっかりと内部のチェック体制機能を働かせたいというところの概念がありまして、こちらが地方に求められておりますことから、こういったのも引き続き整えるように研究を重ねて、そういった不祥事や事務ミス等が起きないような体制を構築してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 3点ほどちょっとお伺いしたいんですけれども、先ほど来から同僚議員が質問していますので大体のことは分かったんですが、まず職務分担というのは、これから詳細についてはつくるのかなとい

うことなんです、その点1点と、それから先ほどから出ていますけれども、一般質問等との私のほうからもさせてもらっているんですが、デジタル関係、これはもう企画商工課のほうで一極集中ではないけれども、このところでやるということによろしいのでしょうか。

それからもう一つ、今、副町長さんのほうからも話が出ました内部統制に対しては、その方向性でリスクマネジメントという点からも加速していくということで、というような考え方でよろしいのか、その3点ほどお伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、藤田浩司君。

○副町長（藤田浩司君） お答えいたします。

まず、各課が所掌する事務につきましては、こちらは条例の第2条におきまして、町長が定めるというふうになされておりますことから、今後、規則の中で定めてまいりたいと考えておりますが、基本的な方向性は前回全員協議会でご説明したとおりであります。

2点目、デジタルの所管につきましては、ご指摘のとおり企画商工課を予定しておりまして、こちらでいわゆる司令塔となりまして、ここが全てを担うということもできません、各課がいろいろシステムを持っているところもありますので、そういったところに対して総合的に、統一的に司令塔機能を果たすような役割を想定しております。

3点目、内部統制について今後加速させるのかということですが、基本的な方向性はそのとおりでありまして、こちらについては地方公共団体の中では、いわゆる県庁などは既に一部定めていると聞いておりますが、なかなか新たな概念というか規定でありますので、どういった構築ができるかというところは、引き続き他市町村の制定具合なども勉強しながら、今後内部統制について定めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） なければ、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

まず最初に、反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 今回の課の設置条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

いろんな形で説明が今ありましたけれども、浅川町の現在の役場組織は平成17年になったということで、その後16年間現行体制で来たということで、今回こういう見直しをして、現在のこの著しい変化のある社会情勢あるいは感染症問題、それから頻発する大規模災害、そういったものに対応していく、そういう組織をこれからつくっていくということで、非常にいい、進むと言いましょか、町民サービスの向上につながる組織の見直しであると思っております。

こういう見直し作業を、今年の4月以降から短期間の中でこの見直し作業を進めていただいたということは、

敬意を表します。いろいろ質疑もありましたけれども、こういう見直しについては、これ、いろんな意見があります。ですので、まずこの組織で、まず4月からスタートして、そこの中でいろんなメリット、デメリットがあれば、適時適切に見直しを図って、それで条例の改正の必要のない係分担の事務、これは規則ですから、それはその都度内部で見直しして進めていくということで対応していただきたいと思います。

そういう観点から賛成討論といたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第48号 浅川町課設置条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第3、議案第49号 令和3年度浅川町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これから質疑を行います。

1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） 15ページの6款1項3目1節の浅川町鳥獣被害対策実施隊報酬60万円ということでしたが、これはどのような鳥獣の被害が多かったのか、これまでどのような鳥獣がいたのかと、その種類ですね、何匹ぐらいいたのか、1匹に対して幾ら払っていたのかというような、ある程度具体的なことをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

こちら報酬のほう60万円計上させていただきましたが、こちらハクビシンやタヌキ等の小動物の駆除の報酬となります。

昨年度までは、この報酬のほうは委託料のほうに40万円としまして実施隊の運営費と駆除の報酬、合わせて40万円ということで計上しておりましたが、小動物のほう年々捕獲数が増えておりますので、委託料のほう10万円事務費だけにしまして、残りの分は取れ高といいますか、1匹当たり幾らということで払うことに今年度からしております。

当初予算で計上しておりましたが、それ以上に捕獲数、今年度ありまして、とても当初の予算では足りないということで、3,000円の200匹分ということで、計上させていただいております。

具体的な現在までの捕獲数につきましては、ちょっと手元に資料がないもので、後ほどお教えしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） すみません、ありがとうございます。

それ以外2つありまして、14節の根岸地区の残土処理880万円ということですが、これは適切な料金なのか、高くないのかということと、あとどこに移されるのかということで、何か土砂を適切な場所に移さないで土砂崩れの被害が起きるようなことがあつては困ると思うんですけども、どこに移すか、ちゃんとしたところなのか、処分するのかということでお聞きしたいと思います。

もう一つが、17ページの9款消防費、1項3目10節の需用費の20万円ですが、備蓄品を更新するということでしたが、古くなった備蓄品はどのように処理されていくのか、そして新しく何の備蓄品を購入するのか、この詳細を伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

こちらの残土処理のほうは880万円ということで計上させていただきました。

こちら、この残土は根岸地区の中根松グラウンドに残土を仮置きしているものでございます。こちら令和元年の台風第19号により、各農地の中に流入した残土ということでございます。

当初、本来ですと、その残土の撤去工事の中で、適切な残土捨て場に持って行って処理するという形になるんですが、町内には残土捨て場がございません。量も大変大量な量になりましたので、町外の残土捨て場等に持って行ってもらった場合、各工事とも数百万円程度の増額となることが明らかとなりました。そのため、そこまでの増額はできないもので、町内で取りあえず仮置きということで、置く場所がないかということで、使用していなかった中根松グラウンドのほうに取りあえず置かせてくださいということでお借りして、現在置いているところでございます。

この880万円という金額ですが、こちら、あの残土を約5,000立米ほどございます。これを町外の残土捨て場に持っていくとなると、距離に応じて金額がかさみますので、二、三千万円程度の金額はかかってくる。場所にはよりますが、かかってくるものかと思えます。

こちらどこに持っていくかということなんですが、ちょっと経緯からご説明しますと、根岸地区のほうからなるべく早く残土のほう処分してもらえないかという話がございました。

〔「中根松から」の声あり〕

○農政商工課長（坂本克幸君） 申し訳ありません、中根松からございました。その中で根岸地区の農地におきまして、今年度中に搬出するんだったら農地のほうに盛ってもらいたいという話も、同時にございました。残土捨て場、中根松グラウンドから根岸の農地までということで近距離で運べるということで、費用も安く済みます。併せて現在、排水路の改修工事のほう発注しております。それにおきましても残土が出ますので、それ

もそこに、その農地に搬出させてもらうということで話がついておりますので、それと同時に発注することによって、本来の金額、積算しますと大体1,000万円以上ぐらいは普通はかかってくるのかなと思われませんが、近接で排水路の改修工事をやっている、併せて近くの農地に搬出できるということで安くできるのかなと思ひまして、880万円程度計上させていただきました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 防災費のほうの消耗品でございますが、備蓄食料品としてパンの購入になります。乾パンではなく普通のパンでございますが、400円掛ける500個で20万円ということになります。来年の3月に一部賞味期限が切れるものがあるものですから、その更新となります。その処分の方法ですが、今年度もそういった食糧品が賞味期限更新になった際には、学校等、児童・生徒等に配布した経過がございますが、今回の数については、そういった形かあるいは何か工夫しながら町民の皆さんに食べていただくような形で考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 15ページの水田農業振興費18節の問題であります。

これ私一般質問でやりましたけれども、3回まででありましたので、何か中途半端みたいになったようなきらいもありますので、その辺も含めて改めてお伺いしたいんですけれども、いわゆるこの水田作物振興補助金というのは、1,000万円は飼料米、多用途米その他の作付、これは国が主食用の米から転換しろというようなことで、全国的には大きく目標を達成しているんですけれども、この浅川町でも、町で考えたその倍近い飼料米の作付があつて集荷があつたということで、町が1俵1,000円という、そういう補助金の体制を取つておりましたので、その不足分として1,000万円なんだ。

それから、水稻種子の購入費の補助金600万円は、県が3分の1、しかし県の1キログラム500円では農協に聞いても、まあ600円ぐらいなるだろうというような、そういう話も出たと。そういう点から600万円というのは、平均して300円ほどの補助に該当するだろうというような話がありました。そうすると、県のほうと合わせてこの600万円という、そういうひとつの基礎はどういうものなのか、それから500万円だとすれば2,000キログラムというふうになるんですか。ですから、その実質的に種代、反当600円かかるとすれば一体町は半分ということになるわけですか。ということは、県の3分の1と合わせて半分およそ補助すると。これが600万円なんだと、こういうことに理解してよろしいんですか。その辺の実質的に浅川町がこの米価暴落によって生ずる、町が概算で計算した8,900万円の損害、1億円近いですね。こういう被害の中で600万円の、600万円しかという言い方私はしないんですけれども、助成を県の補助金も見て600万円しか承知しないと、こういうものに理解してよろしいのでありますか。お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それではお答えいたします。

まず、水田作物振興補助金の1,000万円ですが、議員さんのおっしゃられているとおり、飼料用米の1袋

1,000円の補助になります。こちら完全な町独自の施策でして、当初、8,000袋ほど当初予算では見ておりましたが、飼料用米への切替えが2倍以上に伸びております。そのため、1袋1,000円の1万袋を追加いたしましたので、1,000万円ということで予算のほう計上させていただきました。

次に、水稻種子購入費補助金の600万円になります。こちら県のほうで1キログラム当たり150円の補助をするということで打ち出しておりますが、それは県独自で、県が直接補助するものとなるようですので、こちら浅川町のほうでは1キログラム当たり300円ということで計算、補助いたす考えです。こちら完全に県とは別に補助300円、町単独として300円補助しますので、県のほうと合わせると450円になるのかなと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） そうすると、いろいろ3分の1、県の1キログラム当たり450円なんていうのも、ちょっとJAあたりから考えれば安いということになるわけですけども、そういうものも含めて600万円がこの県とは別に補助するというふうになるんですか。この600万円は県の歳入の今度の補正の歳入には、この歳入に県からのあれは認めておらないようでありますな。そうすると、それも認めれば450円の補助になる。ですから600円ぐらいするだろうということを考えれば、150円ぐらいは実質的には足りない。その分は足りないという言い方あれですけども、その分は耕作者が負担するんだと、こういうことになるわけですか。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） こちら完全な町単独の600万円となっております。県のほうは県で、まだ県も方針を打ち出したばかりでありまして、どういう形でやるかということは正式に発表されておられません。ですが、県のほうは県のほうで、直接町のほうに補助金で入れるとかそういうことはせず、直接県は県のほうで1キログラム当たり150円の補助をするようです。こちら300円につきましては、県の補助金等は入れず、町単独で1キログラム当たり300円ということで補助することを考えております。そのため、県から直接150円、町から直接300円ということで、合計だと450円の補助という形になるかと思っております。おただしのとおり、平均600円ぐらいかかるようなので、150円程度は本人のご負担にはなってくるかと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町長にお尋ねしたいと思います。

今、いわゆる実質的には県の補助金が来ても足りない150円、1キログラム当たりは負担すると、こういうことになるんですね。ですから、足りないのを全額町が補助金と県も合わせて100%補助につながるなど、こういうふうにはなっていないんですね。

町長もご存じだと思うんです。米価下落対策の要望書ということで、これは異例な形ですけども、浅川町の議会が要望書を、11月の段階で議長から町長受け取っていると思うんですけども、こういう形でも出ることですね。1億円近いような損害の中で、他町村はちゃんと5,000円あるいは石川町は2,000円、いろいろ差はありますけれども、種代だけではないんですね。プラスアルファの助成をやはりしておるのが、この管内の町村でもそうであります。各自治体の予算が違うと同様に財源も違うんだから、最大限頑張ったというよ

うな町長の認識もありましたけれども、私らから見ると、こういう異例な形で要望書が出されても、種代だけ全て補助するというものにもつながらない。これでは私は自治体として浅川町としては、全く認識が何というんですか、軽いというんですかね。ですから、今後財源が一定の見通しがつけば、きちんと管内の町村並みにはやはり近づけていく、あるいはそれを越えていくというような、そういう施策を県の補助なんかも決まり次第、検討して処置していただきたいなど。これはもちろん財源をにらんで検討しなければならないと思うんですが、そういう点ではどういうふうにお考えなのか、伺いたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

米価が下落して要望書来ているのは、私も拝見しております。

それで、先ほども、この前も言いましたが、本当に他の町村と比べられると、本当に財源とかいろんな土地柄がありますので、本町としては農家の方々には、本当に精いっぱい尽くしているつもりであります。それで、町単独で飼料米1袋1,000円は本当にすばらしいものだと思っております。今後とも恐らくこういう飼料米が増えてくると思いますが、本当に検討して、農家の人たちが困らないようにやっていきたいと思っております。

あとこの種子代、個人の農家さんにはせめて1キログラム150円ぐらいは負担していただきたいなどは思っております。これは、財源は農家さんをはじめ、いろんなところに平均して使いたいと思っております。

なお、どのような補助が来るかまだちょっと分かりませんので、さらに担当課と相談をしながら考えていきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

6番、渡辺幸雄君。

○6番（渡辺幸雄君） 今の水稻種子関係の購入費に対する、今現在の浅川町でも、苗として購入している人たちがかなり増えてきています。それに対して、一応購入した人に対しての補助ということで、苗に関しての補助というのはどういうふうな形であるのか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） こちら一応、水稻種子代購入費ということで予算のほうの名前は載せてございますが、この中で苗を購入する分も何かしらちょっと考えていきたいかと思っております。

先ほどお話ししましたように、県のほうでも150円の補助を考えておりますので、それがどういう形になってくるのかもちょっと見まして、広く補助できるようにしたいなどは考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 6番、渡辺幸雄君。

○6番（渡辺幸雄君） これ一番結局センター等に助成するわけですけども、実際買う人に一応安くなるという形で反映するような形で、取り組んでもらいたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） こちら県のほうでも先日打ち出したばかりですので、それに倣ってという形で急遽、予算のほう計上させていただきました。詳細につきましては、これから補助金の支給までに詰めていき

たいなと思っておりますので、なるべく漏れがないように補助していきたいなとは考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 3つの点について伺いたいと思います。

1点目は、特別給付金ですけれども、今国が……

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。ページ言ってください。

○9番（上野信直君） ごめんなさい。特別給付金のやつは……

〔「13ページ」の声あり〕

○9番（上野信直君） 13ページ。人数は説明がありましたけれども、まず世帯数、何世帯が対象になるのか伺いたい。

それから、支給の方法と支給の時期について伺いたいと思います。

それからもう一つ、これから生まれる子供、これも対象になるのか。基準日というのかな、それはいつになるのか伺いたいと思います。

それが特別給付金に関する質問です。

2点目は、やはり15ページの残土の問題ですけれども、これは災害復旧工事のときに残土捨て場があれば、改めてこういう支出はしなくて済んだというものだというふうに思います。そこで、あのときに災害復旧工事でやれば、たしか補助対象になったんじゃないかというふうに思うんですけれども、今回この880万円というのは全く補助に係らない町単独の支出ということになるのでしょうか。伺いたいと思います。

それから、町の単独でやらなければならないということであれば、再度また大きな災害が起こったときに、こういう無駄な支出というのが生じてしまう可能性があるわけで、この残土捨て場の処分場の確保、これ本当に急いでしっかりやらないと、貴重な町費が無駄になるということにつながるんじゃないかと思うんですけれども、その点に対する認識を伺いたいというふうに思います。

それから3点目として、15ページのやはり米価下落対策の問題ですけれども、この種子代云々の補助というふうに言われているんですけれども、私は全く農業をやっていないのでぴんと来ないんですけれども、これ一反歩当たりになると幾らぐらいの補助ということになるんですか。

その点を伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 2点目だけ、私、残土捨て場だけはお答えいたします。

本当に台風第19号から残土捨て場を探しておりましたが、皆さんの紹介とか何件かありましたが、うまく残土捨て場がいまだに決まっておられません。いまだに私も会田議員さんとか、いろいろあちこち回って歩いたりしているんですが、本当に見つからないんですよ。これ、残土捨て場、町外に運び出すのは物すごく金がかかるんですよ。ですから、本当に何とか私が、今、任期あと10か月ありますから、その間に何とかしたいなと思っておりますので、さらなる皆様のご協力をお願いいたします。

そのほかは、担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） この臨時給付金の件で何点かありましたけれどもお答えいたします。

まず、基準日です。こちらは令和3年9月30日時点となります。

人数は901人と出ているんですけども、世帯数に関してはちょっとこれから把握するというので、まだ数字は把握しておりません。

支給時期なんですけど、これ一応5万円支給を年内にということで国からの指導もございますので、それに合わせて本町においても年内に、12月末には5万円を対象者に支給したいと思っております。

次に、新生児のほうも対象になるのかというところですけども、こちらは令和4年3月生まれまで対象になるという国の指針ですので、そういった方法で支給に向けて実施してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えします。

まず、中根松グラウンドの残土の件でございますが、こちら先ほどもお話しましたとおり、町外の残土捨て場に持っていくとなると、各現場とも数百万円程度の、数百万円から1千万円近い増額となるような試算となっております。その中で、その全てが補助金で見られるわけではございませんので、各現場につきまして、町のほうでも何百万円かずつの負担が出てくるような状況でございました。そのため、取りあえず、一旦は仮置きして、後ほど残土捨て場が、町内に見つかってから開始するというので、仮置きのほうをさせていただきました。

この880万円につきましては、完全に町の単独となっております。実際、令和元年の台風第19号の後に、もし搬出しておりましたら、各現場とも何百万円ずつ、合計すると何千万円、うち全てが補助で見られるわけではございませんので、この880万円以上の増額になっていたかなとは思いますが。そのため、今回880万円ということで、予算のほう計上させていただきまして、処理したいということで考えております。

続きまして、水稻種子購入補助費ということで600万円のほうですが、こちら1キログラム当たり300円の補助ということで計算しております。報道等によりますと、10アール当たり大体4キログラム程度使うということが載っておりましたので、それを考えますと、4キログラムですので、300円掛ける4キログラムで10アール当たり1,200円等になるのかなと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 特別給付金に関してなんですけれども、支給方法についても伺っていたんですけども、これについては説明がありませんでしたので、伺いたいというふうに思います。

5万円の現金給付の部分については、年内に届けると、こういうことで分かりました。対象者全員に年内に届けるように、なかなか忙しいとは思いますが、そういうふうに取り組まれるということですか。

それから、残土のほうは分かりました。今回は、たまたまそういうふうに根岸の方で、うちのほうに盛ってもいいよという方がいらっしまったので、安く済むということになったんだというふうに思うんですけども、ぜひ今後備えて残土捨て場の確保、これに全力を挙げていただきたいなというふうに思います。

この部分の答弁は結構です。

米価対策についてなんですが、10アール当たりだと大体4キログラムの種子が必要だということで、300円掛ける4キログラムで、一反歩当たりになると大体1,200円の補助になるということだと思います。他町村と比べると、やはりどうしても比べてしまうんですけども、平田村は一反歩当たり5,000円の補助、石川町は一反歩当たり2,000円プラスアルファの補助、こういうことで、やはり浅川町のこの対応というのがちょっと見劣りする。これは今、緊急の対策として今回の12月の予算で計上したものだというふうに思うんですけども、今後、もしコロナ対策で新たに国からそういう支援事業のためのお金があるということであれば、これ追加してこの米価の下落って来年の秋まで続くわけですから、影響がね。農家にとっては、そういう国からの財源が来れば、新たに追加して対策することも検討すると、こういうお考えなのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 臨時給付金の件ですが、振込の全員が年末になるのかということなんですけれども、こちらすみません説明不足で、中学生以下に関しては、12月中に振り込むというところで国の指導がございまして、高校生については、申請をもらってからの支給ということで、年明けになってしまうのかなというところなんです。この5万円は、銀行口座に振り込むという方法です。方法はこの5万円のほうでいいですよ。その後のクーポンとかの話でなくて、5万円の……

〔「5万円の」の声あり〕

○保健福祉課長（佐川建治君） 5万円の振込ですよ。5万円は子供手当の口座のほうに直接振込させていただきます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、ご説明いたします。

水稻種子購入費補助金のほうですが、こちら先ほどお話ししましたとおり、県のほうで打ち出されたため、それに合わせて急遽、緊急的にちょっと600万円ということで予算のほう計上させていただきました。

600円、平均で600円程度ということ半分ということで、取りあえず300円ということで計上のほうさせていただきましたが、今後、国等から交付金等いろいろ出てくるのかなとは思っております。そういうものが来ましたら、こちらに増額するなり、別な何か追加で補助を考えるなりは考えております。ちょっと交付金がどの程度来るのかもありますので、ちょっと様子を見ながら、財政状況等も見ながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 私、今後における交付金の使い方について聞いたので、これは農政商工課長じゃなくて町長が答える質問だというふうに思うんですけども、町長の姿勢としては、さらにそういう財源が来れば、追加でその米価下落対策に使うということも検討すると、こういうことで理解してよろしいですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 農家の衰退をやはり防がなくてははいけませんから、本当に先ほど言ったとおりに、担

当課と相談させて、前向きに検討させていただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 何点かお聞きしたいと思います。

13ページです。13ページの8目18節の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費ということですが、これで例えば960万円という所得制限かかっているんですが、これに該当して交付にならないという方なんかはいるんでございませうか。それと、今後5万円、国のほうから来ると思うんですが、10万円のうちの残り5万円ですね。これの取扱いは、町としては、今のところどのように考えているのか、クーポンとかあるいは現金とかですね。自治体の事情なんていることも言っているようなんですけども、その辺の考えをお伺いしたい、1つです。

あと、14ページの4款1項4目の委託料500万円、医師等委託料ですが、これの積算内訳など、分かればお教えいただきたいと思います。

それと、先ほどからいろいろ出ていますが、15ページの6款1項4目水田農業振興費の水田作物振興補助金と水稲種子購入費補助金、これについてお聞きしたいんですが、水田作物振興補助金、加工米、飼料米、当初900万円が追加で1万袋、1,000万円計上とのことですが、この面積換算での作付面積はどのくらいになるのか、どのくらい減になるのか。今これは多面的水田利活用という事業だと思うんですが、昔は転作ということで目標面積あったんですが、今は作付計画ということだと思うんですけども、これに対してどれくらいの作付減になる計算をしているのか。それと、この対策の町の達成率といいますか、これは今どのようになっているのかをお聞きしたい。

これ、私、分からないんですけども、その作付計画を達成している、いないに関わらず、交付するという考えでよろしいのでしょうか。

あと、900万円から1,000万円増額になって1,900万円になったんですが、新聞報道などを見ますと、来年度以降も、この米の過剰、消費不足、あるいはコロナもあるかもしれないですけども、その中で、県全体として1,200ヘクタール飼料米ですね。加工米が600ヘクタールも増やさざるを得ないという報道があるわけなんですけれども、そうすると、今後このまま継続していきますと、1袋1,000円ですか、1,000円の金がどんどん増えていく。来年も、今年は1,900万円ですけども、来年は2,100万円あるいは2,150万円という形になってくるかと思えます。この辺については今後どのように考えているか、お聞きしたい。

あと、この水田作物振興補助金の補助金の流れについてお聞きしたいと思います。個人から申請もらうのは、これなかなか大変でございまして、多分、農協あたりで数字つかんでいるんで、農協あたりに公募して農協から振込するのか、どのような対応になるのかお聞きしたい。

それと、水稲種子購入費補助金でございまして、これ先ほど渡辺議員からもお話あったんですが、浅川町には一町歩ぐらいの人は、大体自分のところで種をまかないで育苗センター等から買っている方が多くございます。この辺の人に、この種子購入費補助金だけでは何か恩恵がないような気がします。ですから、この辺についてはどのように考えているのか。例えば、種を購入する例を出せば、ライスセンターなどもやっていますね、あと石川町の育苗センターなんかもやっていますけれども、この辺には300円の補助は行くんですが、

その後、例えば苗購入者から値引きして使えるとか、そういうような対応を取っていくのか。苗の購入者に対してはどのような恩恵を与えていくのか。先ほど、今後いろいろ煮詰めていくということでございますが、これ予算でございますので、その辺の考えは持っているかなと思いますので、その辺をお聞きしたいと思います。

それと、17ページの9款1項3目防災費の修繕料、当初50万円で、今回37万4,000円、トータル87万4,000円ということですが、これをお聞きしたい、内容をですね。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず1点目ですが、残りは現金かクーポン券か。

私は現金が望ましいが、今後、国の指針あるいは条件を踏まえて判断していきたいと思います。

あとは、担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） その所得制限から外れる世帯数というご質問でしたけれども、この901人という数字は9月の児童、子供手当の数とかで、国の計算式に基づいて算出した901人ですので、その外れる方が何世帯か、何人かというのは、これからの試算する、システム改修してから試算するということでもありますけれども、子供手当のほうでの数字で言わせていただきますと、年間延べ150人ほど所得超過の子供がおりますので、ちょっと世帯数に関してはそこはまだ分かりませんので、よろしく願います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

まず、水田作物振興補助金、こちらですが、こちらはまず、個人に直接の給付となっております。農業相談会において、相談のあった方に直接、農協等を通さずに直接支給しております。

また、減反といいますか、主食用米の減った面積ですが、令和2年度の面積が4万4,799アールとなっております。令和3年におきましては、3万9,598アールということで、5,201アールの減となっております。

続いて、目標達成ということですが、現在におきましては、減反の目標数値といったものがございませんので、飼料用米として作付したものに付きましては、1袋1,000円ということで支給しているところです。また、今後、さらなる増加が見込まれるということですが、今後の財政状況等踏まえまして、ちょっと検討していきたいとは思っております。

続きまして、水稻種子購入費補助金のほうにつきまして、先ほどもお話ししましたとおり、緊急的にちょっと補正予算のほうのせたものでございまして、県のほうがどういった形で支給するかをちょっと見まして、いろいろとさらに県の施策、それにいろいろ町独自のものを加えまして、広く救済していきたいなどは考えておりますので、ちょっと中身につきましては検討させていただきたいと思いますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 17ページの防災費の修繕料でございますが、防災行政無線の屋外の子局のほうの修

繕料で、大草地区の1つの子局の修繕料でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） すみません、答弁漏れでした。

14ページの医師委託料の内訳ですが、こちらは新型コロナウイルスワクチン接種に関わる医師の委託料でございます。時間外加算というものです。国のほうで6月頃、時間外加算というのを加算してくださいということが決まりました。時間外、土、日については、1時間当たり2,343円を加算してください。休日加算です。病院が休日のときの注射やったときの加算です。病院を休みの時間帯に注射に携わっていただいた分ということです。こちらが1件当たり2,343円、それと時間外の加算、これ例えば診療時間がその日あって、それを越えている部分、そこが803円を1人当たり加算してくださいということで、うちのほうでは、今回500万円の内訳としては足りない部分として2,343円が2,000人分、大体、803円が400人分ということで、大体500万円を見込んでいます。実際、この加算分で大体1,000万円近くかかっているんですけども、今回足りない部分を500万円ということで補正に上げました。こちら石川郡医師会との契約の中に、当初の契約の中には含まれておりませんでしたので、今回変更契約しまして、1回目、2回目が一段落した今の時期に、どの町村も払うという流れになっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。ほかにありませんか。

4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 1点だけお聞きします。

これ一般質問としましたので、改めてで本当に恐縮なんですけれども、17ページの報酬のところですね。事務局費、小・中学校スクールサポートスタッフ報酬16万2,000円ということで、これ当初予算つけたときは、一般質問でもしたんですけども、79万2,000円の多分予算を組んで、それでこのスクールサポートスタッフ報酬ということで、16万2,000円今回計上しているということは、これどういう関係性があるのか、改めて申し訳ないんですけども、ちょっとご説明願いたいなというふうに思います。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） こちらの報酬の16万2,000円、小・中学校スクールサポートスタッフ報酬につきましては、GIGAスクールのスクールサポーターではなくて教員の業務支援、それから校舎内外の消毒作業、そういった部分に係るスクールサポートスタッフの報酬という形での予算計上となっております。GIGAスクールサポーターの内容ではございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） もうちょっと詳細、お掃除ですか。いわゆる用務員さんみたいな、よろしいんですか。もう一回中身、どういった内容にするか。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） こちらのほうは、福島県でもともと1年間、県の会計年度任用職員という形で令和2年度から始まった事業でありまして、新型コロナに対応するための消毒作業とか、そういった部分の教

職員の負担軽減のためのスクールサポートスタッフということで予算計上されておまして、令和3年度におきましては、福島県のほうの予算措置としまして、4月から2月までの予算措置になっておりました。それに関しまして、残りの1か月分の部分が県のほうでの措置ができないという形になっておりますので、こちらの残りの1か月分、小学校・中学校のスタッフという形で、1か月分を町の予算で計上させていただいたという形になってございます。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） GIGAスクール関係のスクールサポーターではなくて、いわゆるコロナ関係ですか。名前はこのスクールサポーターという名前を使っているんですか。そうですか、分かりました。

失礼しました。ありがとうございます。

それじゃ、先ほどこれも質問、前回のときもさせてもらったんですが、この報酬のほうの10万8,000円、これは例えば一過性なんでしょうか、それとも継続して来年以降もお願いするというような形になるのか、今のところの考えですね。そこのところだけちょっと教えていただければと思うんですけども。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、高野喜寛君。

○学校教育課長（高野喜寛君） 今回予算で計上しておりますのは、支援員さんのお願いする方、10日間の予定という形で組んでございます。来年度につきましても、支援員の方の日程等調整がございしますが、できればお願いしたいという形で考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 2点ほどお伺いいたします。

7ページ、16款2項4目6節の先駆的健康づくり実施支援事業補助金の120万円マイナスなんですけど、未実施となった事業を教えてください。

あと、先ほどから出ておりますコロナワクチンの接種に関する医師委託料の500万円の件ですが、先ほど担当課長からの答弁で、石川郡医師会との契約という話でございましたが、石川郡医師会を経由しての契約というのは、どのようなメリットがあるのか。実際、接種されているのは角田先生1人だと思うんですが、角田先生以外にも接種にいられている方がいるということよろしいでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） その先駆的事业の中身ですけれども、こちらは、昨年令和2年度も実施した事業を今年度も実施しようとしていたんですけども、コロナの影響やら、あとワクチン接種と業務多忙のためにちょっと実施できないということで中止したものです。

こちらは内容的には、50から59歳の方、大体45名を対象として、10月から2月の予定で歩行器をつけて、その歩行の状況とか、あと健康管理とか、機器をつけて専門業者、民間業者の方の指導を受けて改善する歩行改善プログラムというものをやろうとしておりましたが、コロナのために中止となったものです。

2点目の医師の委託料というところですけれども、実際、うちの集団接種には角田先生のほかに土、日においては、石川郡医師会から医師を派遣していただいて、医師2名体制で実施していたという部分もありますの

で、その辺の内容の委託の契約ですとか、あと支払いの内容とかが、石川郡医師会のほうで決められている決定事項がございますので、そういうものの契約でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。ほかにありませんか。

2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 2点ほどちょっとお聞きいたします。

1点目ですけれども、12ページの3款1項4目国民年金取扱費、12節委託料44万円です。国民年金法施行規則改正に伴うシステム改修業務委託料となっておりますが、この国民年金法施行規則の改正の内容について、どのような制度改正が行われたのかをお聞きしたいと思います。

それから、16ページです。

8款2項2目道路新設改良費の21節補償、補填及び賠償金の、そのうちの補償金500万円計上されておりますが、これはどういったものに対しての補償なのでしょうか。道路改良に伴うものだと思うんですが、具体的にはどのような補償になるのでしょうか。お聞きをいたします。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） それでは、お答えいたします。

まず1点目の国民年金法の改正につきましてですが、令和4年度4月1日から国民年金法の改正によりまして、今までありました国民年金手帳から基礎年金番号通知書へ切り替わるためのシステム改修となっております。

二十歳になったときに、皆さんに国民年金手帳を渡されていたと思いますが、それが4月1日から廃止されて、基礎年金番号通知書のみとなります。それに伴いまして、電子媒体の届出書ですとか、画面表示、それから帳票印字への対応ということで、国民年金機構のほうに送付するもの等もございますので、そちらの改修も含まれております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） 2点目につきましてお答えいたします。

16ページの8款2項2目道路新設改良費におきます21目補償、補填及び賠償金の補償金として500万円の計上の件でございますけれども、こちらにつきましては、道路改良工事に伴う補償金ということで計上しております。

具体的には、染小貫線の道路改良工事になります。

内容といたしましては電力柱関係です。電力関係の電線、それから電柱の移転、通信ケーブルの移転、それからNTTケーブルの移転、あとはテレビケーブルの移転で、500万円を補償金として計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） そうしますと、1点目のこの国民年金法施行規則の改正に伴って、今まで年金手帳を交

付していたものを、手帳でなくて番号、通知番号、これも紙ベースで来るんでしょうかね。それと併せて、マイナンバーカードとひも付けするようなこともあるんですかね。ただ、その年金の基礎番号は、その何か用紙が1枚来ると。その後、国民年金になったり、厚生年金になったり、これ人によっていろいろ行ったり来たりすると思うんですけども、そういったものは個人の番号に沿ってシステム化されているので、そこでもうそういう変更手続きも進むということなるんでしょうけれども、そういうふうになるということでもいいんでしょうか。それともマイナンバーカードとの関わりですね、その辺ちょっともう一度お願いします。

それから16ページの補償費ですが、染小貫線の電柱やらNTT関係、そういったものの移設の補償費ということの説明でした。そうしますと、これ実際の染小貫線の拡幅の着手時期というのは、まだ明確には分からないんでしょうかね。その辺ちょっとお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） 1点目の国民年金手帳についてお答えいたします。

被保険者情報がシステムで管理されていること、それから個人番号の導入に伴って年金手帳という形式である必要がなくなったことから、令和2年6月に関連法が成立しまして、4月から年金手帳が廃止されることになりました。

今までですと、確かに年金手帳お持ちの方、窓口のほうに来たときに、異動のときに記載してくださいとか、見やすいというメリットもあったとは思いますが、人によって様々ですが、年金手帳お持ちの方は履歴を書いてきた経緯もありました。ただ、今、多分個人番号が導入されたことによって、会社ではそちらのほうで管理され異動のほうも行っていると思いますので、今後はそのような形で年金手帳に履歴を書いていくのではなく、あくまでもデジタルの中ですといたしますか、年金機構が管理していくことになると思いますけれども、その中での履歴の異動ということになるかとイメージしております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

着手時期というご質問だったかと思うんですが、染小貫線の工事につきましては契約済みで、工期のほう令和3年11月26日から令和4年3月18日までとして契約しているところであります。

書類上といたしますか、準備工の着手は既に行われておりますが、おただしの件につきましては、現場の着手ということであろうかと思えます。現場の着手につきましては、こちらの補償金のほうで計上してまいります500万円もありますけれども、こちらにつきましては、前もって関係する電力会社であったりNTTとは、事前には調整等を行っているところであります。こちらも工事密接に関係してございますので、道路の形が出来上がってからでないと、例えば電柱は移転できませんよとか、そういったもろもろの調整はあると思えます。そのほか、支障になる物件とかもあつたりしますと、実際の工事は着手が遅れるという場合もございます。実際の現場の着手につきましては、年明けになるのかなというふうに、今現在では思っております。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） なければ、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

まず、反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、賛成者の発言を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 賛成の討論をいたします。

私は特に議会こぞっての要望書が出たり、いまだかつてない米が1俵1万円を大きく割る、そういう大暴落、こういう時点の自治体としての対応、こういうものが今行われている12月の補正予算の中でも、各町村は思い切ったかたちで例えば反当5,000円だと、こういう一応、村も出たりして、それぞれ頑張っているわけですが、浅川町についてはその種子代という形で苗代もこれから検討していく、その辺も加味するんでしょうけれども、いわゆる反当にすれば1,200円と、600万円の計上と、こういうふうなことでありますけれども、非常に私は管内から比べても少ないなというふうを考えて、質問の中でも考えをただしたんですが、町としては財源を担当課長も言いましたけれども、県や国、とりわけ県なんかの動向も見ながら、その中で前向きに検討していくと、こういうふうな、いわゆる一定の管内並に頑張ってもらいと、こういうふうなことを強く要望して、町長もそのような方向で、さらに担当課と検討して考えていきたいと、こういう答弁でありましたので、それを良として賛成といたします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第49号 令和3年度浅川町一般会計補正予算（第6号）を起立によって採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

ここで、10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで農政商工課長より答弁の追加がありますので、それを許します。

農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） 先ほどの質問の中で、菅野議員の小動物の捕獲数の頭数ということでお答えできなかつた部分について、お答えいたします。

前期の9月末現在で、捕獲数が128匹となっております。この後、年度末にもう一度後期として閉めますが、今現在これにプラスして120匹程度の捕獲で、現在約250匹程度の捕獲数となっております。

以上、報告いたします。

---

#### ◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第4、議案第50号 令和3年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第4、議案第50号 令和3年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第5、議案第51号 令和3年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、議案第51号 令和3年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第6、議案第52号 令和3年度浅川町上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第6、議案第52号 令和3年度浅川町上水道事業会計補正予算（第1号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議員派遣の件

○議長（円谷忠吉君） 次に、日程第7、議員派遣の件を議題とします。

議員派遣については、会議規則第122条の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおりしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、原案のとおり決定しました。

---

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（円谷忠吉君） 次に、日程第8、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長より、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。会議規則第75条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（円谷忠吉君） 以上で本日の日程は終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第5回浅川町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時49分